

参 考 資 料

水利地益税の概要

1. 課税団体 都道府県又は市町村
(平成22年度課税団体数 5団体(市町村のみ))
2. 課税客体 水利に関する事業等により特に利益を受ける土地又は家屋
3. 納税義務者 水利に関する事業等により特に利益を受ける者
4. 課税標準 土地又は家屋の価格又は面積
5. 税 率 条例の定めるところによる
6. 徴収方法 条例の定めるところによる
7. 課税限度額 水利地益税の課税額(数年にわたって課する場合においては各年の課税額の総額)は、当該土地又は家屋が当該事業により特に受ける利益の限度をこえることができない
8. 用途 水利に関する事業、都市計画法に基づいて行う事業、林道に関する事業等の実施に要する費用
9. 税収 3,404万円(平成22年度決算)(滞納繰越分を含む。)
10. その他 都市計画税を課する場合には、都市計画事業に充てるための水利地益税を課することができない

※水利に関する事業等の具体例

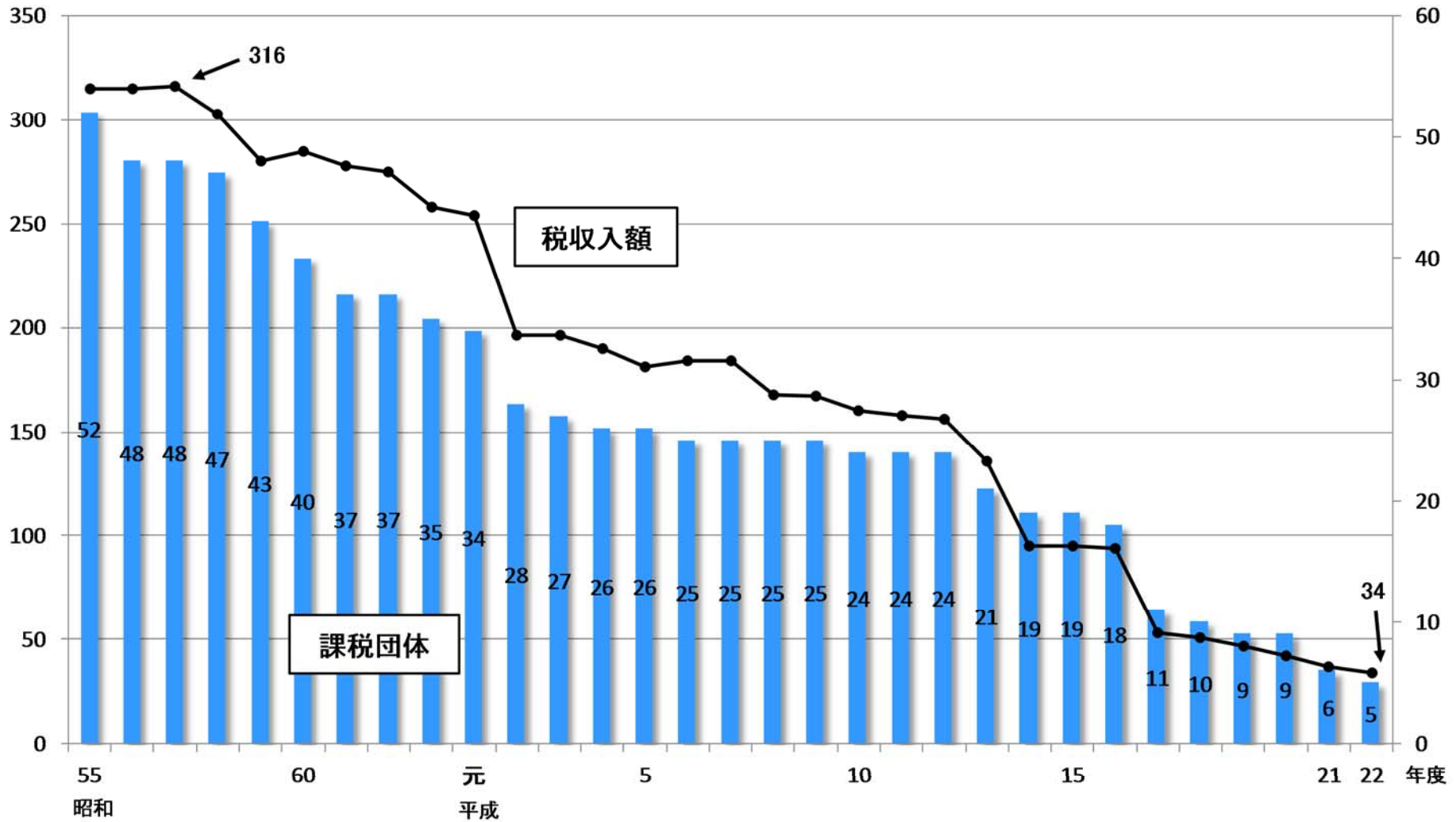
- ・水利に関する事業……用排水事業、溜池の新設、改築又は修築
- ・土地又は山林の利益となる事業……林道又は農道の新設又は改良
耕地の床締、客土、防潮、防水の施設
荒廃林地復旧事業、植林事業

水利地益税の課税状況(平成22年度)

課税団体		目的事業の概要	課税客体	納税義務者	課税標準 税率	収入額 (千円)
宮城県	登米市	水利事業	土地	土地の所有者	土地の面積 1,800円、2,000円/10アール	664
富山県	朝日町	水利事業	土地・家屋	土地・家屋の所有者	土地 101~1,199円/10アール 家屋 1棟あたり200円	4,563
岐阜県	羽島市	水利事業	土地	土地の所有者・農地耕作者	土地の面積 2,800円/1,000m ²	25,728
高知県	いの町	水利事業	土地	水田の耕作者	土地の面積 4円/m ²	359
熊本県	湯前町	水利事業	土地	土地の使用人	土地の面積 2,800円/10アール	2,694

水利地益税の税収及び課税団体数の推移

(単位:百万円)



※税収入額は「地方税に関する参考計数資料」による。
 ※課税団体数は「市町村税徴収実績」による。

共同施設税の概要

1. 課税団体 市町村(昭和47年度以降課税団体なし)
2. 課税客体 共同施設により特に利益を受けた事実
3. 納税義務者 共同作業場、共同倉庫、共同集荷場、汚物処理施設その他これらに類する施設により特に利益を受ける者
4. 課税標準 条例の定めるところによる
5. 税 率 条例の定めるところによる
6. 徴収方法 条例の定めるところによる
7. 課税限度額 共同施設税の課税額(数年にわたって課する場合においては、各年の課税額の総額)は、当該納税義務者が当該施設により特に受ける利益を超えることができない
8. 使途 共同作業場、共同倉庫、共同集荷場、汚物処理施設その他これらに類する施設に要する費用
9. 税込 なし

宅地開発税の概要

1. 課税団体 宅地開発税創設(昭和44年度)以来、課税団体なし
2. 課税客体 市街化区域のうち条例で定める区域内で行われる宅地開発
3. 納税義務者 権原に基づき宅地開発を行う者
4. 課税標準 宅地開発に係る宅地の面積(公共の用に供される部分の面積を除く)
5. 税 率 宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該公共施設による受益の状況等を参酌して、当該市町村の条例で定める
(※平成11年度改正において、税率等の自治大臣への届出を廃止)
6. 徴収方法 市町村の条例による
7. 用途 宅地開発に伴い必要となる道路、水路その他の公共施設(※)の整備に要する費用
8. 税収 なし
9. 免除 公共施設の整備計画において定められた公共施設又はその用に供する土地を市町村に無償で譲渡する場合 外

※ 宅地開発税の用途対象となる公共施設

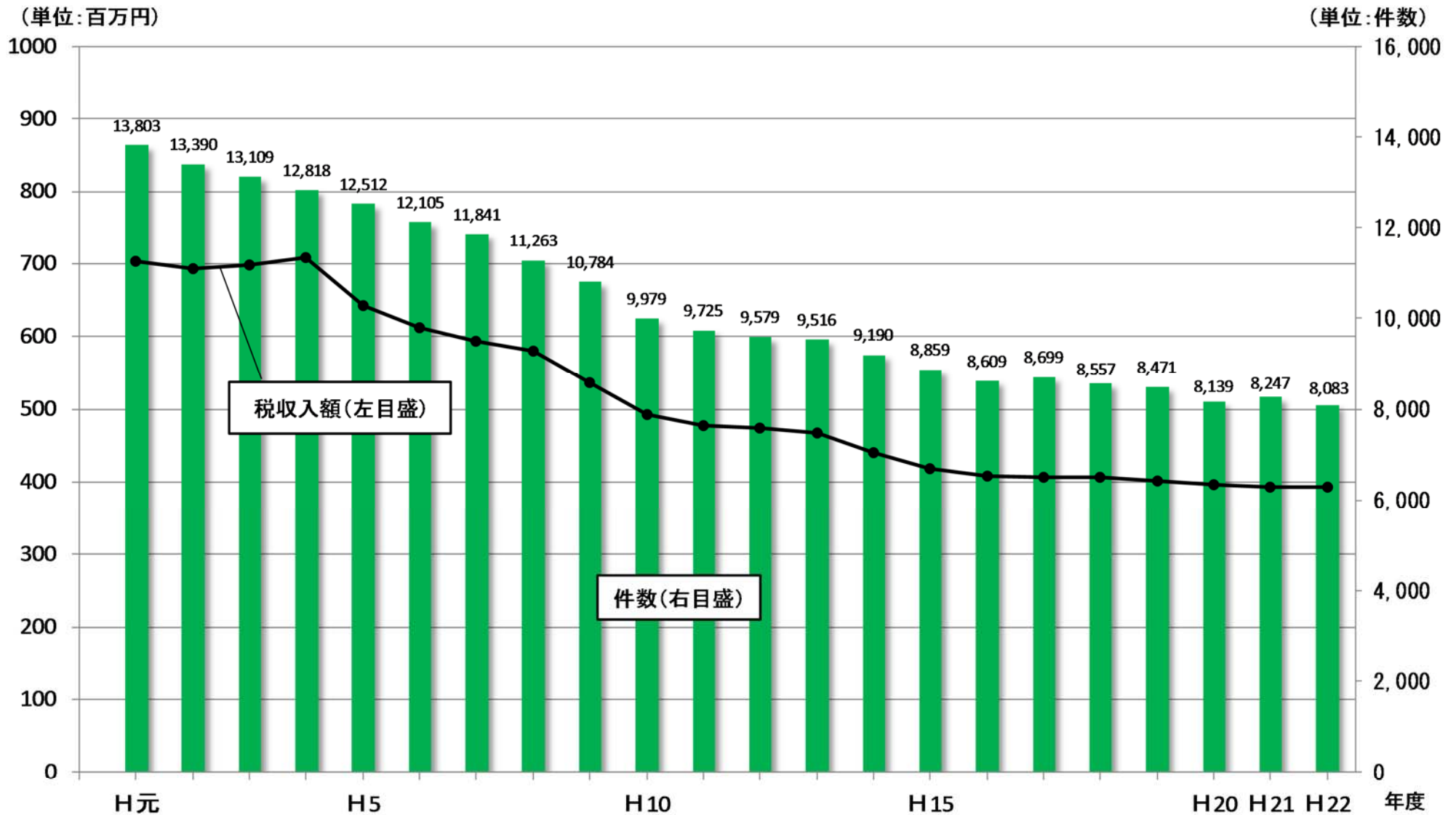
- ・幅員12m未満の道路
- ・公共下水道以外の排水路
- ・敷地面積が0.5ヘクタール未満の公園、緑地又は広場

鉱区税の概要

項 目	内 容
1. 課税主体	都道府県
2. 課税客体	鉱区
3. 納税義務者	鉱業法の規定により鉱区の設定許可を受けた鉱業権者
4. 課税標準	鉱区の面積
5. 税率	<p>一定税率</p> <p>① 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 " 年額400円</p> <p>② 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 ①の税率の3分の2</p> <p>③ 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 面積100アールごとに 年額200円 ただし、砂鉱区のうち河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円</p>
6. 納税方法	普通徴収
7. 税収 (平成22年度決算額)	4億円
8. 沿革	明治6年 借区税(国税)→明治23年 鉱区税(名称変更:国税) 昭和22年 鉱区税(都道府県税に移譲) ※昭和23年、24年、25年、34年、52年、58年に税率を改正

※ 砂鉱・・・砂金, 砂鉄, 砂すずなどの金属鉱のこと。河床・・・川底のこと。

鉦区税の税収の推移



※税収入額は「地方税に関する参考計数資料」による。
 ※件数は「道府県税の課税状況等に関する調」による。

鉦区税の決算額(都道府県別)

(単位:千円)

北海道	36,056
青森	3,496
岩手	18,602
宮城	3,456
秋田	14,667
山形	5,439
福島	12,710
茨城	5,298
栃木	9,475
群馬	3,208
埼玉県	6,605
千葉県	42,639
東京都	2,599
神奈川県	7
新潟	51,347
富山	1,877
石川	888
福井	2,864
山梨	377
長野	5,867
岐阜	25,643
静岡県	4,705
愛知県	3,988
三重	4,890

滋賀	8,523
京都	1,170
大阪	164
兵庫	4,729
奈良	850
和歌山	252
鳥取	752
島根	1,326
岡山	12,643
広島	5,145
山口	9,465
徳島	1,540
香川	12
愛媛	5,134
高知	7,662
福岡	6,651
佐賀	833
長崎	3,957
熊本	10,181
大分	12,632
宮崎	8,155
鹿児島	10,437
沖縄	13,932
合計	392,848

※ 出典 「平成22年度 道府県税徴収実績調」

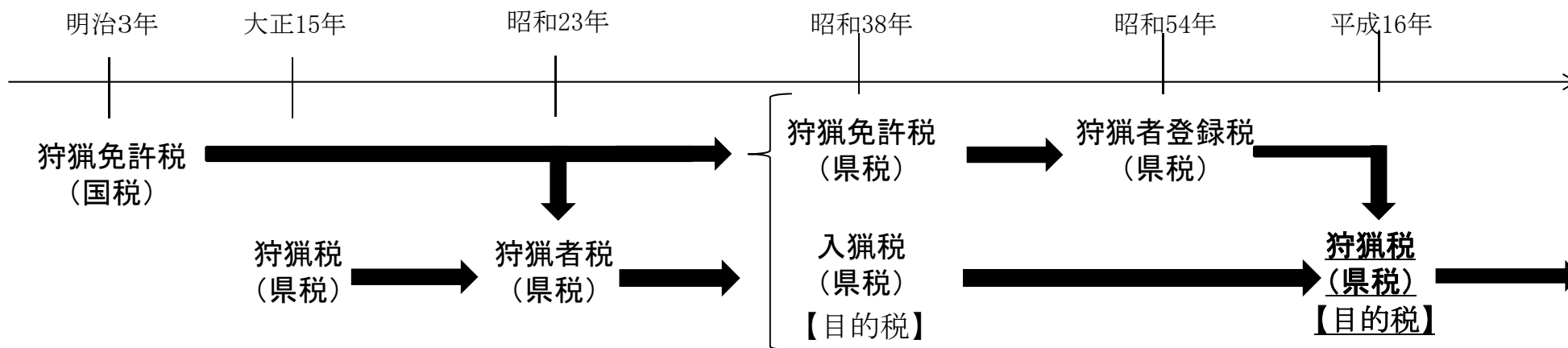
狩猟税の概要

項 目	内 容																					
1. 課税主体	都道府県																					
2. 課税客体	狩猟者の登録																					
3. 納税義務者	都道府県知事の狩猟者の登録を受ける者																					
4. 税 率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">免 許 区 分</th> <th style="width: 40%;">税 率</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 一 種 銃 猟 免 許</td> <td>① 道府県民税の所得割額の納付を要する者</td> <td style="text-align: right;">16,500円</td> </tr> <tr> <td>② 道府県民税の所得割額の納付を要しない者</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">網 猟 免 許</td> <td>③ 道府県民税の所得割額の納付を要する者</td> <td style="text-align: right;">8,200円</td> </tr> <tr> <td>④ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者</td> <td style="text-align: right;">5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">わ な 猟 免 許</td> <td>⑤ 道府県民税の所得割額の納付を要する者</td> <td style="text-align: right;">8,200円</td> </tr> <tr> <td>⑥ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者</td> <td style="text-align: right;">5,500円</td> </tr> <tr> <td>第 二 種 銃 猟 免 許</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 ②、④、⑥に該当する者のうち、道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く）に該当する者は、それぞれ①、③、⑤の税率となる。 2 放鳥獣猟区のみに係る登録を受ける者については、狩猟税の税率は4分の1となる。 3 対象鳥獣捕獲員に係る登録を受ける者については、狩猟税の税率は2分の1となる。（平成20年改正）</p>	免 許 区 分	税 率		第 一 種 銃 猟 免 許	① 道府県民税の所得割額の納付を要する者	16,500円	② 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000円	網 猟 免 許	③ 道府県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円	④ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円	わ な 猟 免 許	⑤ 道府県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円	⑥ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円	第 二 種 銃 猟 免 許	—	5,500円
免 許 区 分	税 率																					
第 一 種 銃 猟 免 許	① 道府県民税の所得割額の納付を要する者	16,500円																				
	② 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000円																				
網 猟 免 許	③ 道府県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円																				
	④ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円																				
わ な 猟 免 許	⑤ 道府県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円																				
	⑥ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円																				
第 二 種 銃 猟 免 許	—	5,500円																				
5. 使 途	鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用																					
6. 税 収	19億円（平成22年度決算額）																					
7. 沿 革	<p>明治3年 狩猟免許税（国税）創設。</p> <p>大正15年 狩猟税（府県税）創設（昭和15年に狩猟者税に改変）</p> <p>昭和23年 狩猟免許税（国税）を廃止し、狩猟者税（府県税）に統合</p> <p>昭和38年 狩猟者法改正により、狩猟者税を廃止し、狩猟免許税（普通税）と入猟税（目的税）に改変。</p> <p>平成16年 狩猟者登録税（普通税）と入猟税（目的税）を統合し、狩猟税（目的税）を創設</p>																					

(注) 免許の種類…第一種銃猟免許（装薬銃を使用する猟法）、網猟免許、わな猟免許、第二種銃猟免許（空気銃を使用する猟法）

狩猟税の沿革等

【狩猟税の沿革】



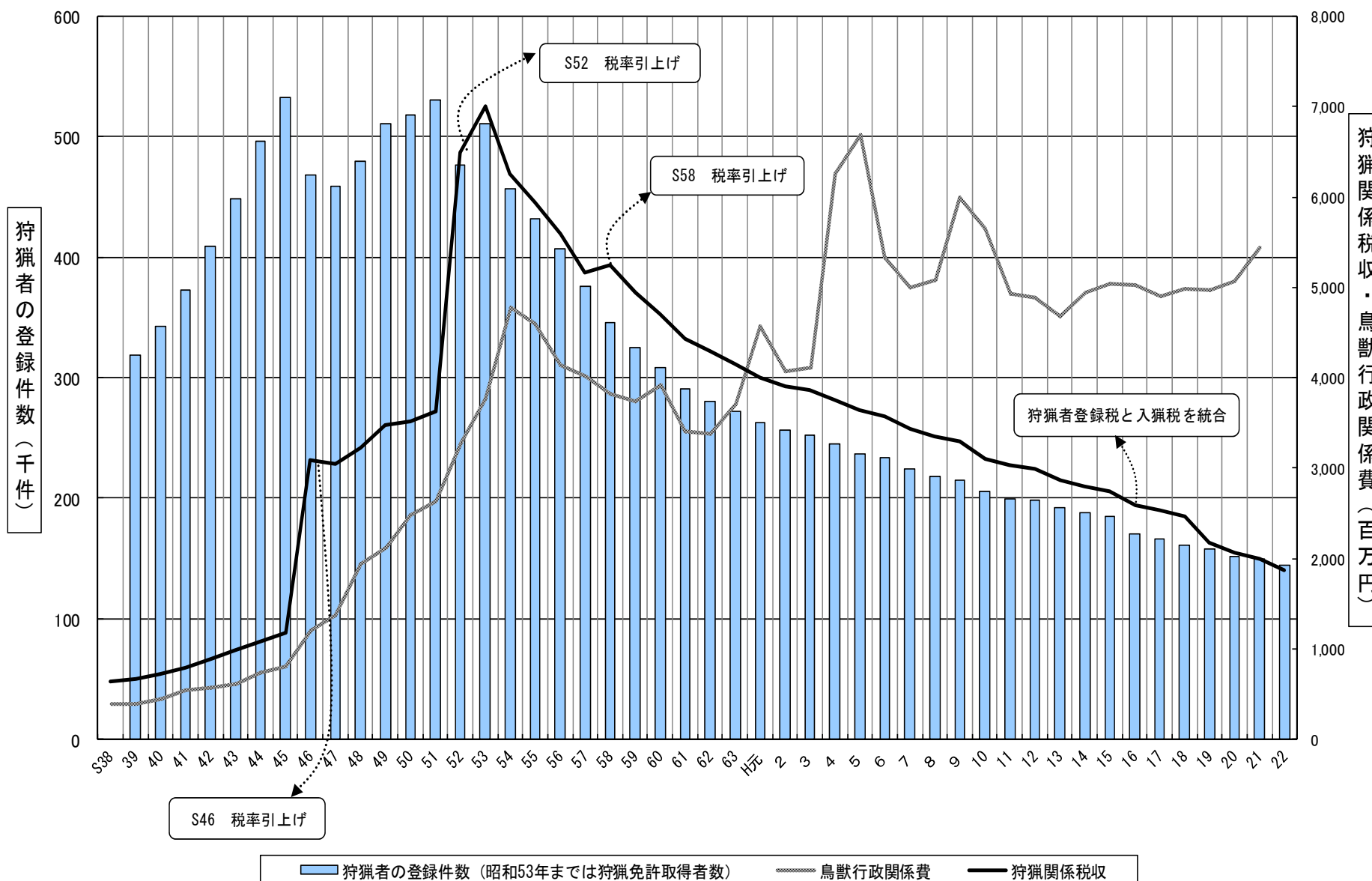
【狩猟税の課税根拠】

狩猟免許税の性格は、狩猟免許を受けた地位、すなわち、狩猟免許を受けることによって、狩猟行為をなし得る地位を獲得した事実に着目して課税する純粋の免許税であり、これに対して、入猟税は、このような地位を有する者が狩猟行為を行つて利益を受ける事実に着目して課税するものであって、行為税的な観念に基づいた受益者負担金的性格をもつものであるといえよう。

【昭和38年度改正地方税制詳解】

➡ 現行の狩猟税は、狩猟者登録税(かつての「狩猟免許税」と入猟税を統合して創設されたものであり、両税の課税根拠が混在していると考えられる。

狩猟者の登録件数、狩猟関係税込、鳥獣行政関係費の推移



平成21年度 鳥獣行政関係歳出予算の状況

都道府県	※ 鳥獣行政関係 歳出予算	狩猟税額	道府県税収入に おける狩猟税の 割合	充当率
北海道	235,160	128,406	0.0228%	54.6%
青森	43,319	23,653	0.0171%	54.6%
岩手	119,340	47,292	0.0395%	39.6%
宮城	130,971	32,981	0.0129%	25.2%
秋田	50,549	36,512	0.0387%	72.2%
山形	70,739	32,673	0.0314%	46.2%
福島	169,515	72,205	0.0337%	42.6%
茨城	124,285	80,143	0.0236%	64.5%
栃木	103,492	57,482	0.0245%	55.5%
群馬	132,505	63,000	0.0288%	47.5%
埼玉	95,853	37,821	0.0052%	39.5%
千葉	264,456	64,130	0.0097%	24.2%
東京	203,112	6,557	0.0003%	3.2%
神奈川	201,059	30,421	0.0029%	15.1%
新潟	138,336	46,315	0.0187%	33.5%
富山	93,491	14,892	0.0124%	15.9%
石川	62,929	12,600	0.0096%	20.0%
福井	63,626	21,017	0.0214%	33.0%
山梨	121,120	54,245	0.0588%	44.8%
長野	163,525	83,714	0.0376%	51.2%
岐阜	119,817	47,352	0.0213%	39.5%
静岡	161,723	75,754	0.0169%	46.8%
愛知	59,205	31,808	0.0033%	53.7%
三重	67,676	46,424	0.0224%	68.6%

都道府県	※ 鳥獣行政関係 歳出予算	狩猟税額	道府県税収入に おける狩猟税の 割合	充当率
滋賀	153,946	23,839	0.0161%	15.5%
京都	127,368	35,048	0.0119%	27.5%
大阪	29,030	11,488	0.0011%	39.6%
兵庫	471,836	64,681	0.0109%	13.7%
奈良	62,847	21,085	0.0170%	33.5%
和歌山	55,666	42,713	0.0468%	76.7%
鳥取	28,010	16,016	0.0298%	57.2%
島根	78,418	30,080	0.0451%	38.4%
岡山	92,277	51,120	0.0254%	55.4%
広島	101,136	42,122	0.0133%	41.6%
山口	59,044	37,388	0.0252%	63.3%
徳島	45,398	28,260	0.0369%	62.2%
香川	45,606	16,305	0.0146%	35.8%
愛媛	65,557	47,779	0.0351%	72.9%
高知	218,009	58,467	0.0912%	26.8%
福岡	99,491	42,140	0.0082%	42.4%
佐賀	52,433	20,075	0.0236%	38.3%
長崎	79,846	20,356	0.0174%	25.5%
熊本	138,845	54,520	0.0349%	39.3%
大分	138,832	54,323	0.0497%	39.1%
宮崎	91,715	61,368	0.0617%	66.9%
鹿児島	83,146	62,363	0.0446%	75.0%
沖縄	133,431	4,291	0.0041%	3.2%
合計	5,447,689	1,993,224	0.0136%	36.6%

※ 「鳥獣行政関係歳出予算」とは職員費、有害鳥獣捕獲費、鳥獣保護員関係費、鳥獣生息調査費、狩猟免許事務費等をいう。

鉱産税の概要

1. 課税団体 市町村（平成22年度課税団体数190団体、
" 条例制定団体数1,198団体）
2. 課税客体 鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採の事業
3. 納税義務者 鉱物の掘採の事業を行う鉱業者
4. 課税標準 鉱物の価格
5. 税 率 標準税率 1%（制限税率 1.2%）

ただし、毎月1日～末日までの間に掘採された鉱物の価格が作業場所在の市町村ごとに200万円以下の場合には、標準税率 0.7%（制限税率 0.9%）
6. 徴収方法 申告納付
7. 納 期 毎月10日～末日までの間において当該市町村の条例で定める
8. 税 収 18億円（平成22年度決算）

鉱産税の意義

- 鉱山所在市町村は、鉱業とともに発展してきたものが多いが、また一方、鉱物の掘採、運搬等の事業活動に伴って農地の陥没、道路橋梁の損傷等の被害を受けることも多く、鉱山が所在することにより余儀なくされる行政経費の支出は相当額にのぼっている。これら鉱山所在市町村と鉱山との密接な応益関係に着目し、鉱山所在市町村の特別な財政需要に充てるため、特に鉱業のうち掘採部門に対しては、道府県税である事業税を課税せず、市町村において鉱産税を課することとしているものであり、また、市町村の財政規模、鉱山が所在するために余儀なくされる財政需要の性格等に照らし、事業税においては事業の所得を課税標準としているのに対し、鉱産税においては掘採した鉱物の価格を課税標準とすることにより、事業の収益の多寡にかかわらず応益的に毎年度安定した税収入をもたらすことを期待しているものである。

【「逐条解説」より】

鉱産税の現状と課題

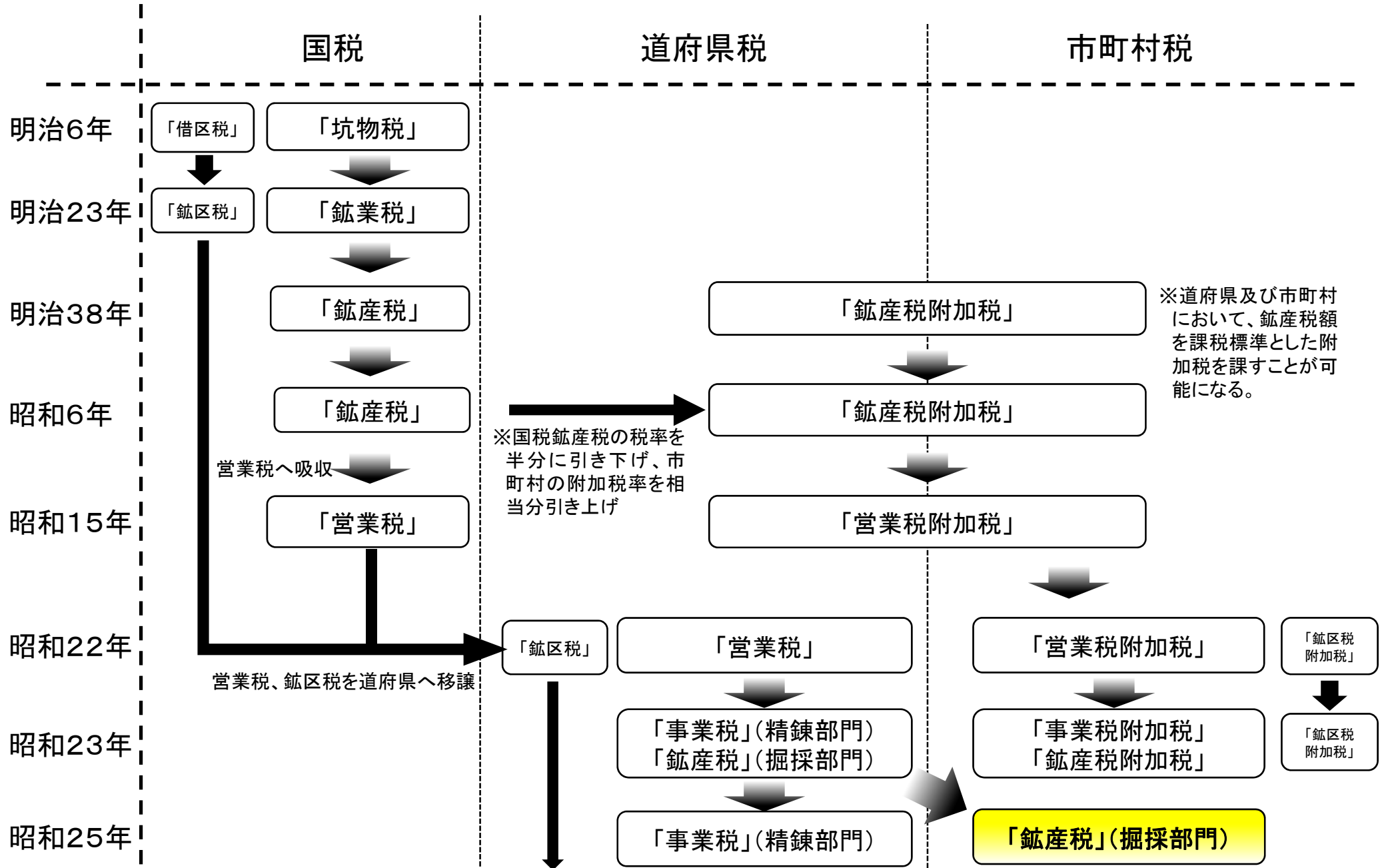
現状

- 鉱産税は、鉱山所在地の市町村において特別の財政需要が存在（鉱物運搬による道路損傷の補修等）していることから、掘採を行う事業者に対して市町村が課するもの。
- 鉱業事業者数は減少傾向にある（S36:2,612人 → H21:444人）が、市町村税収に占める鉱産税収の割合が大きい団体もあり、それら団体にとっては、現在も鉱産税は貴重な財源となっている。

課題

- 現行地方税法における鉱産税は、事業税と分離して創設された経緯があるため、鉱産税の見直しを行う場合は、併せて事業税との関係を整理する必要がある。

鉱産税改正の沿革等



鉱産税の収入額・収入割合の多い団体(平成22年度)

○鉱産税収入額の多い市町村

(単位:百万円)

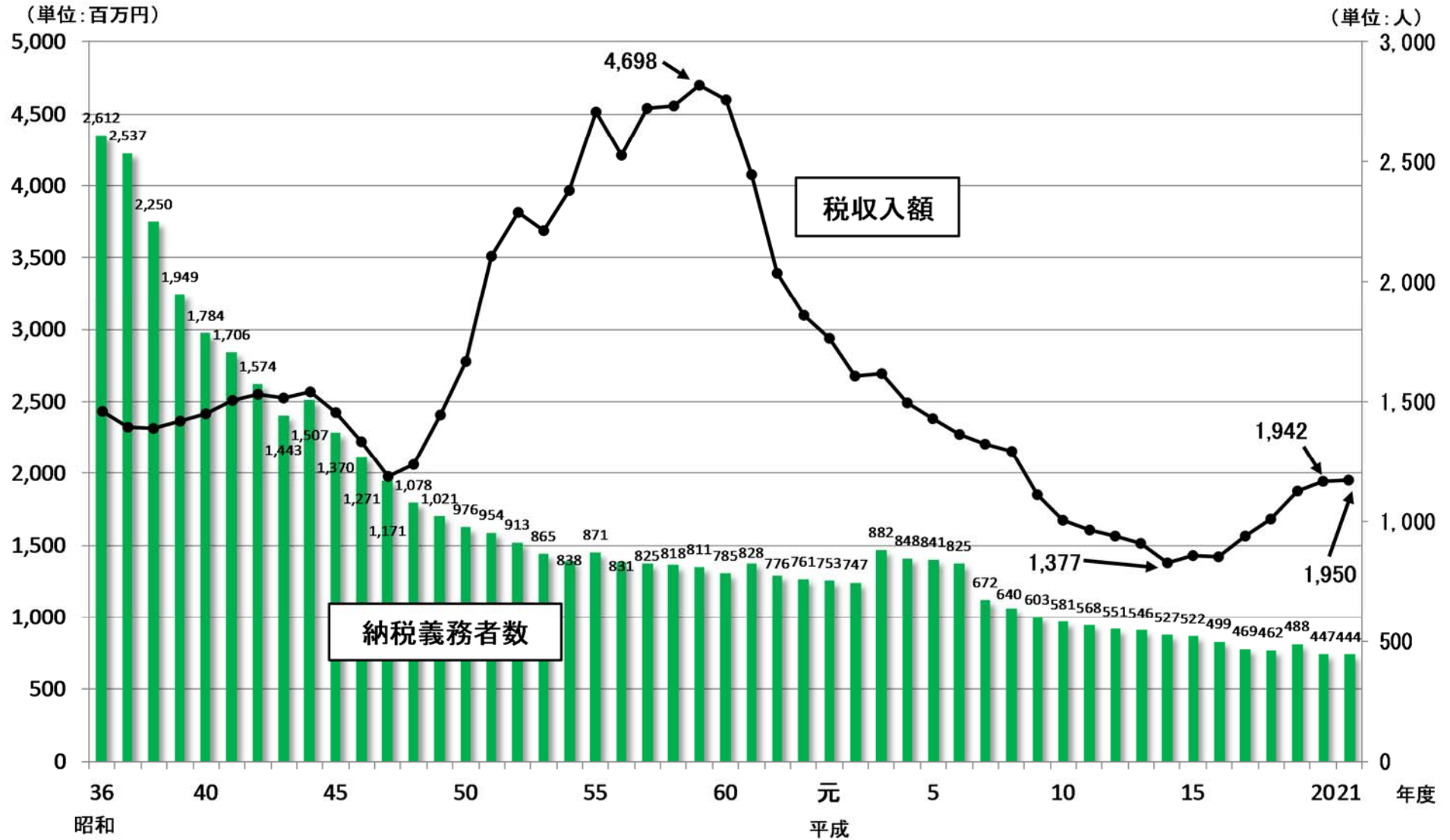
	市 町 村 名		鉱産税 収入額 A	市町村税 収入額 B	A/B
1	新潟県	長岡市	389	36,885	1.1
2	鹿児島県	伊佐市	241	3,062	7.9
3	北海道	苫小牧市	209	27,573	0.8
4	新潟県	新潟市	124	117,664	0.1
5	新潟県	小千谷市	92	5,099	1.8
6	新潟県	胎内市	69	3,641	1.9
7	山口県	美祢市	60	3,406	1.7
8	新潟県	柏崎市	51	15,609	0.3
9	大分県	津久見市	40	2,309	1.8
10	秋田県	由利本荘市	40	7,796	0.5

○税込総額に占める鉱産税収入額の割合の高い市町村

(単位:百万円)

	市 町 村 名		鉱産税 収入額 A	市町村税 収入額 B	A/B
1	鹿児島県	伊佐市	241	3,062	7.9
2	高知県	仁淀川町	22	558	3.9
3	群馬県	神流町	4	192	2.1
4	埼玉県	横瀬町	22	1,130	1.9
5	新潟県	胎内市	69	3,641	1.9
6	新潟県	小千谷市	92	5,099	1.8
7	大分県	津久見市	40	2,309	1.8
8	山口県	美祢市	60	3,406	1.7
9	北海道	三笠市	13	1,013	1.3
10	沖縄県	本部町	10	868	1.2

鉱産税の税収及び納税義務者数の推移



※税収入額は「地方税に関する参考計数資料」による。
 ※納税義務者数は「市町村税課税状況の調」による。